

## 9 2022 September

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2022 10 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						
4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅
11 大安	12 赤口 <small>8月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(8月雇入分)</small>	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安
18 赤口	19 先勝 敬老の日	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安 秋分の日	24 赤口
25 先勝	26 先負	27 仏滅	28 大安	29 赤口	30 先勝 <small>外国人雇用状況届出書(8月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(8月分)</small>	

## 9 総務・経理のお仕事カレンダー 9月の税務と労務



### 税務

- 8月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 9月12日(月)まで
- 令和4年7月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)  
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。  
→ 決算当日(月末決算では9月30日(金))まで
- 令和5年1月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)  
→ 決算当日(月末決算では9月30日(金))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち10月・1月・4月決算法人の中間申告と納付  
→ 決算当日(月末決算では9月30日(金))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち6月・7月決算法人(申告期限延長の場合は5月・6月・7月決算法人)を除く法人の中間申告と納付  
→ 決算当日(月末決算では9月30日(金))まで

### 労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(8月雇入分)  
→ 9月12日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の8月雇入・離職分)  
→ 9月30日(金)まで

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(8月分)

→ 9月30日(金)まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

### Column

#### 短時間労働者の社会保険と税務・労務

令和4年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます。この点につき、税務・労務上の注意点を記載します。

#### [税務上の注意点]

短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に伴い、10月分から社会保険料の会社負担額が増加する可能性があります。会社が負担する社会保険料の損金算入時期は、原則当該保険料の額の計算の対象となった月の末日の属する事業年度です。10月分の社会保険料は納付月に関係なく10月度の損金とすることができます。

#### [労務上の注意点]

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。令和4年10月から特定適用事業所の要件が「短時間労働者以外の被保険者総数が常時100人超(改正前:500人超)の事業所」に変わるとともに、一定の要件も「雇用期間2か月超(改正前:1年以上)が見込まれること」に変わります(改正のない他の要件は記載省略)。

そのため、改正に向けて①新たに被保険者となる短時間労働者の把握、②従業員への説明、③令和4年10月以降の資格取得届の準備等の事前準備が必要です。



令和5年10月  
から始まる!

# インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

## 仕入先が登録していない場合の対応

インボイス制度は、帳簿及びインボイスの保存を仕入税額控除の要件としており、原則として、免税事業者等からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません。これは、消費税が始まって以来の大改革です。

したがって、激変を緩和するために、6年間の経過措置が設けられています。

### 1 6年間の経過措置

インボイス制度の開始から6年間は、インボイスの交付がない課税仕入れであっても、区分記載請求書等保存方式において仕入税額控除の対象となるものについては、次の割合で仕入税額控除が認められます。

#### インボイス制度開始

令和5年 10月1日	3年間	令和8年 10月1日	3年間	令和11年 10月1日	その後
	免税事業者等からの 課税仕入れにつき 80%控除可能		免税事業者等からの 課税仕入れにつき 50%控除可能		免税事業者等からの 課税仕入れは 控除できない

#### (1) 帳簿の記載

この経過措置の適用を受けるためには、帳簿に、たとえば、「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載しておかなければなりません。この記載については、適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する方法も認められます。

#### (2) 区分記載請求書等の保存

また、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存が必要です。

現行法においては、区分記載請求書等は「紙」に限られており、区分記載請求書等の記載事項に係るデータの提供を受けて「紙」の交付を受けない場合には、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があったものと整理されますが、インボイス制度においては、区分記載請求書等の記載事項に係るデータの提供を受けた場合には、そのデータの保存をもって請求書等を保存しているものとなります。

### 2 一方的な取引停止や価格交渉には注意が必要

上記の経過措置はあるものの、免税事業者等からの仕入れについては、控除できない部分の税額が買手のコストとなり、控除対象仕入税額の計算も複雑になります。したがって、買手としては、仕入先がインボイス発行事業者の登録を行うことを取引の要件とすることや、登録をしない場合には支払額を減額するよう要求することが考えられます。

事業者が誰から仕入れを行うか、どのような条件で取引するかは、基本的に自由です。しかし、免税事業者等の小規模事業者は、売上先との関係において、取引条件に係る情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

取引上優越した地位にある事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、独占禁止法が禁止する「優越的地位の濫用」に当たる可能性があります。

インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、独占禁止法や下請法に抵触しないよう注意する必要があります。